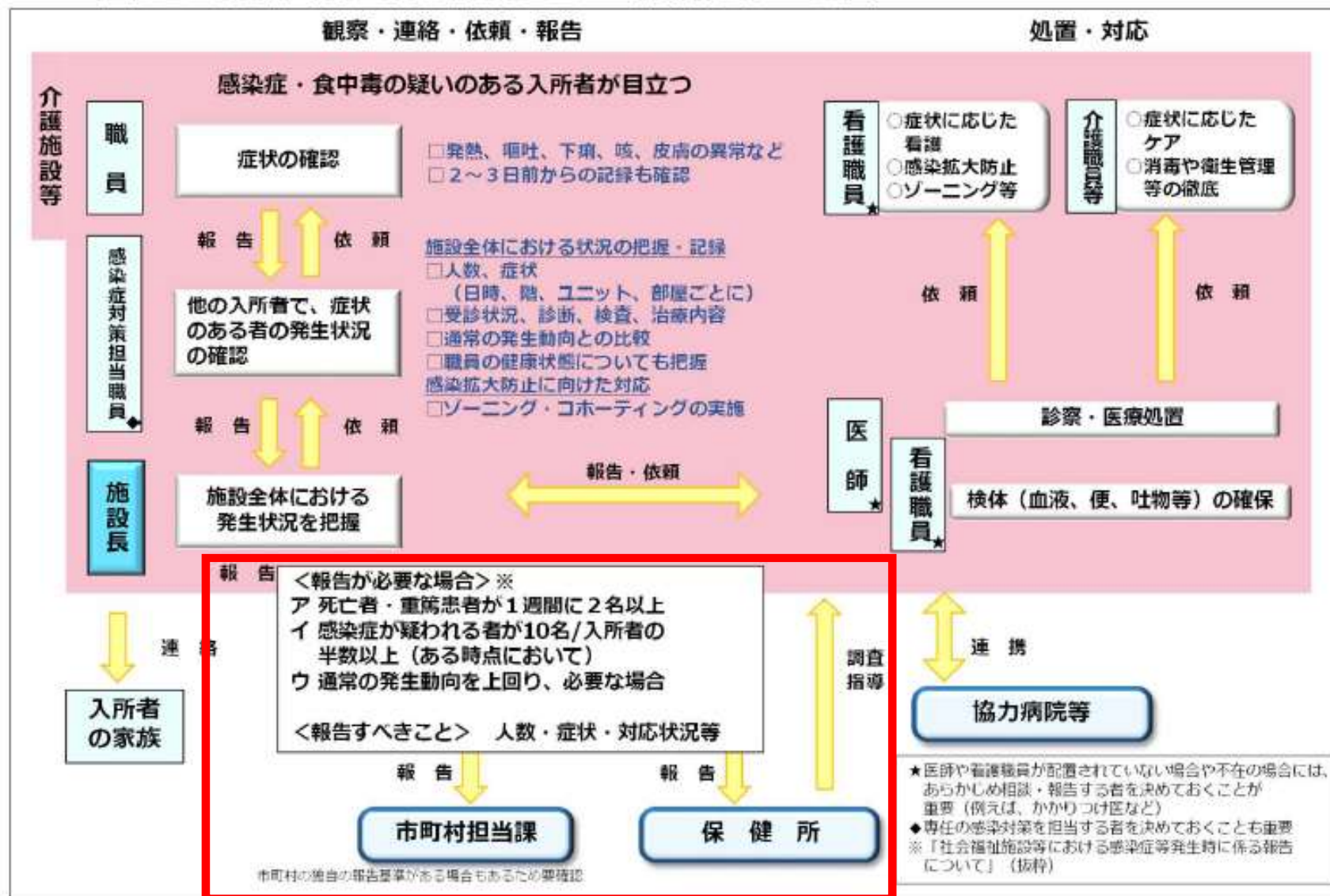


社会福祉施設等における 感染症等発生時に 係る報告について

川口市保健所 感染症係



図 12 感染症発生時の対応フロー（施設系サービス）



出典：介護現場における（施設系通所系訪問系サービスなど）感染対策の手引き 第3版

健発第 0222002 号
薬食発第 0222001 号
雇児発第 0222001 号
社援発第 0222002 号
老発第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市長
特別区区长

厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願います。

こ成総第 18 号
こ支総第 9 号
健発 0428 第 3 号
生食発 0428 第 8 号
社援発 0428 第 18 号
障発 0428 第 1 号
老発 0428 第 9 号
令和 5 年 4 月 28 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所政令市長
特別区区长 } 殿

こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

社会福祉施設等において感染症等が発生した時の報告については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）によることとしていますが、今般、当該通知を別添のとおり改正することとしたので、ご了解いただくとともに、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和 5 年 5 月 7 日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の 5 類感染症に位置付けられることとなったところです



健康観察表からわかること

感染症発生における一連の経過、感染拡大契機の推察、拡がりの流れ、主症状 等

可視化することで、感染症発生状況の全体像がつかめる
 ⇒迅速で適切な対応や対策につなげることが出来る！
 ⇒⇒重症者の予防、早期の収束

自施設の情報を入力
 ※フロア毎の入所者と職員数を必ず記入

施設名											連絡責任者										
全体の入所者数(人)											FAX										
全体の職員数(人)											5階										
											5階										
											調理従事者										
											その他										

イニシャル	部屋or 職種	フロア	性別	年齢	症状 (月/日 別)												[症状記号] ▲ 嘔気 ▲ 嘔吐 ● 下痢 ○ 腹痛 ※ 発熱				備考			
					3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日										
	S・T 201	2F	女	80		※▲	▲●※	●	← 日別に、症状記号を入れる。(この記入例は、201号室のSTさんが、初日に発熱・嘔吐、翌日に嘔吐・下痢・発熱、翌々日に下痢)												記入例			
1	A・B 2A	2F	男	80	※	※	※																	3/2陽性
2	C・D 2A	2F	男	82		※	※																	3/3陽性
3	E・F 2A	2F	女	90		※	※△																	3/3陽性
4	G・H 2階フリー職員	2F	女	48			※○	※																3/4陽性
5	I・J 2A	2F	女	99				※	※	※														
6	K・L 2A	2F	男	75				※	※	※														
7	M・N 2A	2F	男	76				※	※															3/5陽性
8	O・P 2B	2F	男	89				※	※															3/5陽性
9	Q・R 2B	2F	女	99				※	※															
10	S・T 2B	2F	女	82				※	※	※														3/4入院(7名)
11	U・V 2B	2F	女	80					※	※														
12	X・Y 2B	2F	男	80						※	※													3/6陽性

発症者順に記載する
 ※フロアやユニットのカテゴリーで記載しない
 ※症状が複数の場合は、複数記載する



高齢者施設からよくいただく問い合わせ

Q 保健所への報告以降に、新規の体調不良者が発生した場合は？

A 月～金の午前12時まで、メールかFAXで健康観察表を報告
12時以降に発生した新規患者は、翌日の報告数に含む。

例 3/1午後2時に発熱患者を確認した場合は、3/2の報告欄に記入する

Q インフルエンザと診断されていないなくても、報告者に含まれるのか？

A 診断がなくても、同一の感染症を疑う症状が見られる場合、含む

Q ユニットやフロア毎の順番で健康観察表を作成してもよいか？

A 不可（発生状況の全体像や感染の拡がりなどが把握しにくくなる為）

Q 新規患者発生がなくても、報告は必要か？

A 新規患者発生無しの状況が7日間続くまで、報告は必要



高齢者施設からの感染症発生報告 集計

R7.3.1迄

	感染性胃腸炎			インフルエンザ			新型コロナウイルス感染症		
	報告施設数	報告延べ人数 (重症者・死亡者)		報告施設数	報告延べ人数 (重症者・死亡者)		報告施設数	報告延べ人数 (重症者・死亡者)	
		入所者	職員		入所者	職員		入所者	職員
R6年度	2施設	47 (0)	10 (0)	5施設	72 (3)	6 (0)	8施設	132 (1)	36 (0)
R5年度	4施設	108 (0)	39 (0)	1施設	45 (0)	30 (0)	55施設	847 (7)	347 (0)

- 依然として、**新型コロナウイルス感染症の発生報告が多い**
感染症法上の位置づけは「5類」に移行したが、**感染者は一定数発生している！！**
- 発生報告から収束迄の期間は、**感染性胃腸炎・インフルエンザは概ね2週間前後**
新型コロナウイルス感染症は、収束迄1か月程度の期間を要する施設もある

職員間の密なコミュニケーションも大事！

ひとりひとりの、意識を高く！日々の感染対策の遵守を大事にしよう！